

* 太枠内をご記入下さい。

家庭ごみの収集依頼届出書

令和 年 月 日

(宛先) 福岡市長

(届出者) 住 所

氏 名

電話番号

(担当者名 :)

※ 法人の場合は、所在地、会社名、担当者名をご記入下さい。

下記の内容にて、ごみの収集を依頼します。

届出事由	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 置き場変更 <input type="checkbox"/> その他												
所在地	福岡市 東 区												
建物名称	[階建て]												
集合住宅・戸建ての別及び住戸数	<table><tr><td><input type="checkbox"/>集合住宅</td><td>→</td><td>単身者用</td><td>戸</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/>一戸建て</td><td>→</td><td>その他</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td></td><td>合 計</td><td>戸</td></tr></table> <input type="checkbox"/> 事業所(店舗)有り [店舗]	<input type="checkbox"/> 集合住宅	→	単身者用	戸	<input type="checkbox"/> 一戸建て	→	その他	戸			合 計	戸
<input type="checkbox"/> 集合住宅	→	単身者用	戸										
<input type="checkbox"/> 一戸建て	→	その他	戸										
		合 計	戸										
置き場の有無等	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 持ち出し <input type="checkbox"/> 家の前(一戸建て)												
入居開始年月日	令和 年 月 日												
添付書類	<input type="checkbox"/> 付近見取図(建物の所在地がわかる地図) <input type="checkbox"/> 平面図(ごみ置き場の位置がわかる平面図) <input type="checkbox"/> その他()												
備 考	※申請時のごみ庫の設置状況: <input type="checkbox"/> 完成済・ <input type="checkbox"/> 未完成(/ 頃完成予定)												

※ 区役所記入欄 (東区生活環境課) [R . . No. ・東R -]

	ごみの持ち出し日	収集開始日
可燃ごみ	毎週 . 曜日	月 日 () 持ち出し分から
不燃ごみ	毎月 回目の 曜日	月 日 () 持ち出し分から
びん・ペットボトル	毎月 回目の 曜日	月 日 () 持ち出し分から
委託業者指示 指示日(/)	可燃	不燃, びん・ペットボトル 粗大ごみ受付センター
確 認 欄	確認者氏名	確認日 月 日

家庭ごみの収集依頼届出について

「家庭ごみの収集依頼届出書」が提出された後(入居予定日前)に、ごみ置き場を確認しておりますが、設置が完了していなかったり、「共同住宅一般廃棄物の保管場所設置届出書」の届出内容と異なるものが設置されており、改善を指導する事例が発生しております。

この場合、改善等が確認されるまでごみの収集依頼が行えません。

届出内容に変更がある際は、原則、共同住宅一般廃棄物の保管場所設置届出書を再度提出しなければなりません。

【ごみ置き場の設置基準は次のとおりです。】

- (1) 収集車両が通行可能な道路(公道)に面して一般廃棄物の取り出し口を設置し、収集車両が横付けして、容易に収集できること。
- (2) ①可燃ごみ用、②不燃ごみ及び空きびん・ペットボトル用として、それぞれ設置し、明確に区分すること(保管場所は2箇所必要)。
また、その見やすい場所にそれぞれの保管場所である旨の表示をすること。
- (3) 取り出し口を除き、コンクリートブロック等によりその周囲を囲うこと。
ただし、住戸の数が10以下の共同住宅においては、不燃ごみ及び空きびん・ペットボトル用のごみ置き場は、区画線により明示することで囲いに代えることができる。
- (4) 取り出し口は、幅1.5メートル以上(ごみ置き場の面積が1.5平方メートル以下の場合、1メートル)、高さ1.8メートル以上を確保すること。
また、取り出し口に開閉扉等を設置する場合は、外側に180度開く観音開き戸、引き戸等とし、収集車両への積み込み作業に支障がない構造とすること。
- (5) 可燃ごみ用のごみ置き場は、洗浄ができる給排水設備を設けること。
- (6) 面積は、①可燃ごみ用、②不燃ごみ及び空きびん・ペットボトル用それぞれに、0.167平方メートルに住戸の数を乗じた面積以上とすること。
ただし、単身者用の住戸(ワンルーム等で専用床面積が35平方メートル以下のもの)については、その面積の3分の1上の面積とすること。
また、算定した結果、面積が1平方メートル未満である場合は、最低面積1平方メートル以上を確保すること。
なお、ごみ置き場の面積については、壁芯面積でなく、内法の有効面積で計算すること。

【改善を指導する事例】

- ・ 取り出し口の高さが1.8メートル以上確保されていない。
- ・ ごみ置き場の必要面積を満たしていない。(ごみ置き場の中に、届出時の図面がない電柱等が設置されていたため、届出内容よりも面積が少なくなっていた。)
- ・ 基準を満たさない既製品のごみ置き場(ダストボックス等)を設けている。(福岡市では既製品のごみ置き場を原則として認めていません。)

【一般廃棄物保管場所の管理等(お願い)】

- ・ 収集作業の支障となる場所に車両等の障害物を放置しないでください。
- ・ 所有者若しくは管理者は、決められた日の夜にごみを持ち出すよう居住者に指導してください。

市の収集体制に適合しない場合は、ごみの収集をしない場合があります。